

路外駐車場及びバリアフリー新法に基づく届出の概要

◇届出の対象となる駐車場

- 一般公共の用に供されるもの（一時預かり駐車場、時間貸し駐車場等）
- 駐車料金を徴収するもの
- 自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上のもの

◇路外駐車場構造基準（駐車場法第 11 条）

法令で定められた構造基準に基づいた構造及び設備とすること。（駐車場法施行令を参照）

※駐車料金無料等で届出対象でなくとも、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上である場合は、構造基準に基づいた構造及び設備としなければならない。

◇設置の届出（駐車場法第 12 条）※2部提出

路外駐車場設置（変更）届出書及び添付図面を工事着工前までに届出ること。

◇管理規程の届出（駐車場法第 13 条及び木更津市路外駐車場に関する届出等に関する規則第 2 条）

※2部提出

路外駐車場管理規程（変更）届出書及び管理規程を設置の届出から供用開始後 10 日以内までに届出ること。

◇廃止（休止・再開）の届出（駐車場法第 13 条及び木更津市路外駐車場に関する届出等に関する規則第 3 条）

駐車場管理者は、駐車場を廃止（休止・再開）した場合は、路外駐車場休止（廃止・再開）届出書を 10 日以内に届出ること。

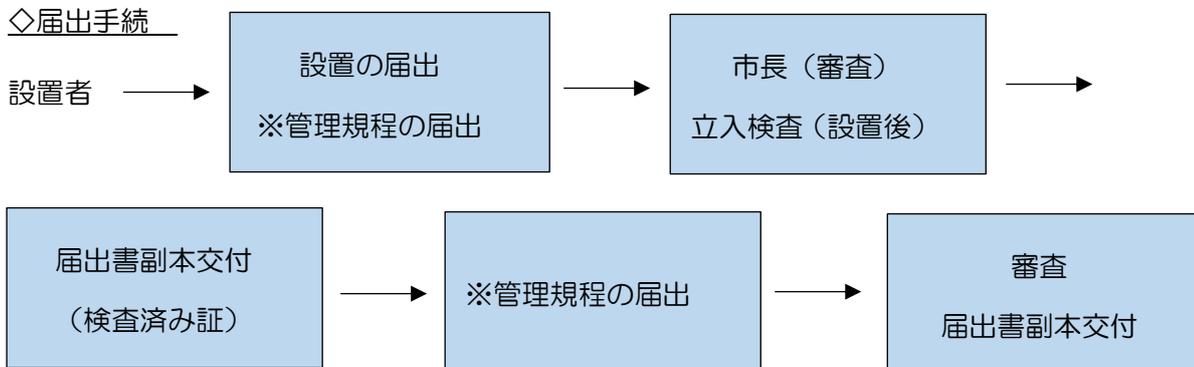
◇路外駐車場移動等円滑化基準

詳細は、路外駐車場移動等円滑化基準を参照。

◇バリアフリー新法に基づく届出（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条）

※2部提出

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面を設置の届出に添付し届出ること。



○設置及びバリアフリー新法に基づく届出

正本・・・1部 【添付図面】 ①位置図（縮尺 1/10,000 以上）

副本・・・1部 ②平面図（縮尺 1/200 以上）

※建築物である路外駐車場の場合、①②と合わせて

③各階平面図（縮尺 1/200 以上）

④立面図（縮尺 1/200 以上、2面以上）

⑤断面図（縮尺 1/200 以上）

法定外書類だが必要に応じて添付

⑥詳細図（屈曲部、傾斜部）（縮尺 1/200 以上）

⑦照度計算書

⑧換気計算書

○管理規程の届出

正本・・・1部 【添付書類】 ①駐車場管理規程

副本・・・1部

◇路外駐車場の管理運営

設置された路外駐車場の構造・設備は、法令で定める技術的基準に適合するよう管理し、業務運営については、法律等の規定に違反しないよう運営しなければなりません。これらに違反した場合は、是正措置や是正措置がとられるまで期間の駐車場供用停止が命ぜられます。